

廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査

～ 環境と調和した廃棄物処理施設建設のために ～

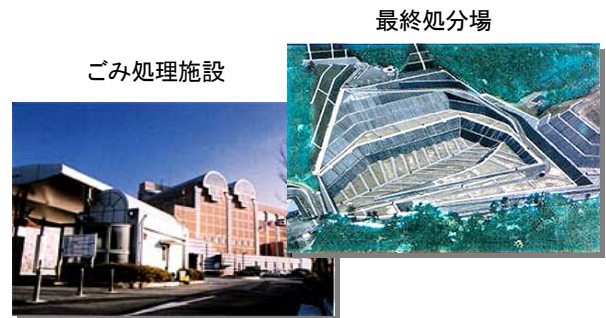
目的

平成9年6月の廃棄物処理法の改正により、同法で定める許可を要するすべての廃棄物処理施設について、生活環境影響調査の実施が義務づけられました。

生活環境影響調査は、環境影響評価法や地方自治体のアセス条例の対象とならない規模の施設にも適用され、廃棄物処理施設の設置に伴う生活環境【大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭】への影響について、調査・予測・影響の分析を行い、その結果を「生活環境影響調査書」としてとりまとめるものです。

《 生活環境影響調査の目的 》

- 計画段階で当該施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査する。
- 調査および予測結果に基づいて、地域の生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討する。

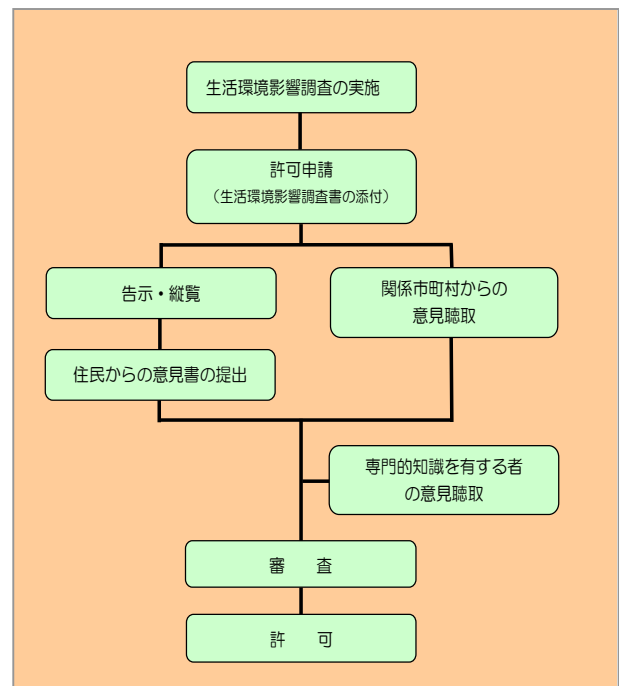


手続きの概要

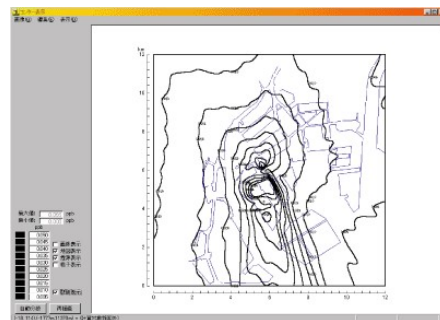
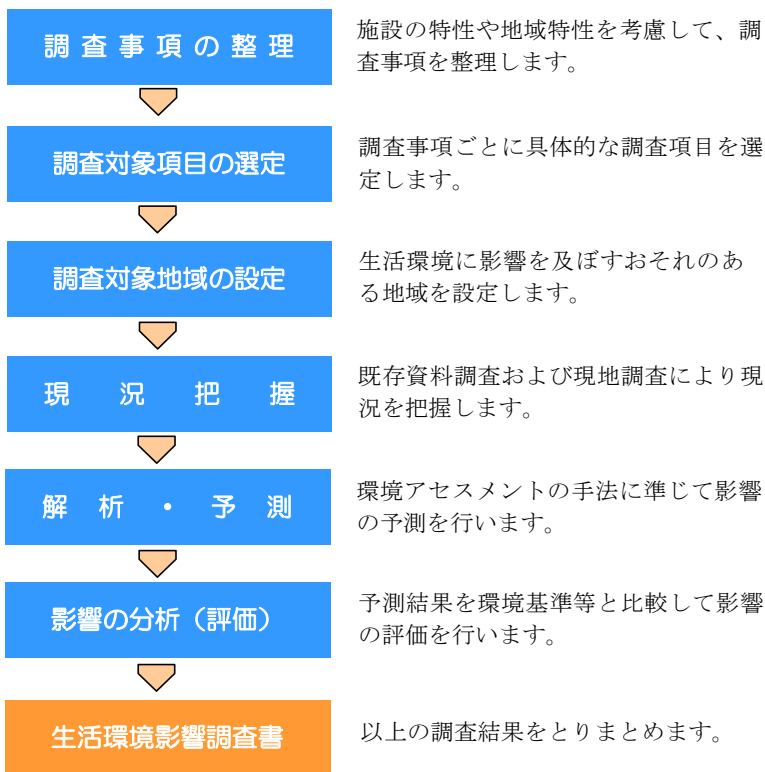
施設の許可申請に併せて「生活環境影響調査書」の告示・縦覧、住民からの意見書の提出、並びに関係市町村や専門的知識を有する者からの意見聴取の手続きがあります。[右図]

★ 調査対象となる施設

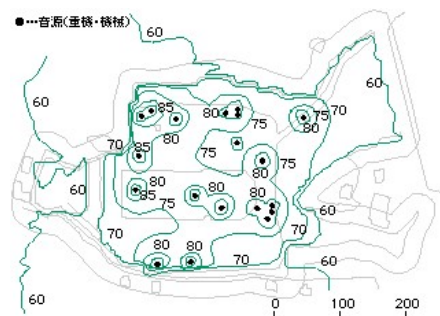
ごみ・し尿処理施設、最終処分場
 汚泥・廃油・有害物質の処理施設
 破碎・選別・運搬施設、堆肥化施設
 溶融・固形化燃料化施設 など



生活環境影響調査書作成の流れ



大気汚染の予測



騒音の予測

標準的な調査項目

●焼却施設

調査項目	煙突の排ガス	施設の排水	機械の稼働	悪臭の漏洩	車両の走行
大気汚染	○				○
水質汚濁		○			
騒音			○		○
振動			○		○
悪臭	○			○	

●最終処分場

調査項目	処理水の放流	施設の稼働	埋め立て作業	悪臭の発生	車両の走行
大気汚染			○		○
水質汚濁	○				
騒音		○	○		○
振動		○	○		○
悪臭				○	

当社実績（条例対応アセス実績を含む）

- ・グリーンピア射水基幹の設備改良に伴う生活環境影響調査書作成業務委託（射水市、平成 29 年度）
- ・新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る環境影響評価（浜松市、平成 25～26 年度）
- ・一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査業務（東部知多衛生組合、平成 23～24 年度）
- ・西部清掃工場・水泳場環境影響評価事後調査（浜松市、平成 18～24 年度）
- ・リサイクルセンター整備事業に係る生活環境影響調査業務（豊川市、平成 22～23 年度）
- ・一般廃棄物最終処分場建設整備事業に伴う生活環境影響調査（知多南部衛生組合、平成 19～20 年度）
- ・ゴミ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査業務（磐田市、平成 16～17 年度）

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先：事業企画部 (TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970)